

## 「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）」に対する ご意見と市の考え方について

募集期間：令和2年12月21日(月)～令和3年1月8日(金)

結 果：3名の方から8件の意見

パブリックコメントに寄せられた計画案へのご意見、ご要望と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

また、ご意見、ご要望については、内容を要約し掲載しています。

### 記

ご意見、ご要望	市の考え方
<p>共生のまち白山プランの中では、共生社会の現状を表すものや目標値が表されていないように思う。</p> <p>共生社会の実現度合いを『市内における障害のある人の社会的流動性』という尺度に置き換えれば、現在の状況をとらえやすいのではないか。</p> <p>入所施設・病院から自宅やグループホームの移動や、個人の日常生活での活動状況などの流動性が硬直している状態であれば、何らかの社会的障壁があることを確認できる。今回のコロナや社会的な変化によってどのような影響があったかなどの視点でもわかりやすく思う。</p>	<p>共生社会の実現度合を評価するにあたり、ご提案いただいた『市内における障害のある人の社会的流動性』を一つの指標とすることについて、今後、アンケート内容や集計方法とその有効性について研究し、今後の計画策定の際に取り入れることができるか、検討してまいります。</p>
<p>プランに添付されているアンケート調査では、量や質、生活における実際的な課題に関する回答が多い。社会的な圧力や抑圧された感情など、あまり意識にあらがない部分の状態像は表れにくい。社会的障壁は目に見えない部分の方がより強固で難しい問題ではないか。今後、調査方法を工夫する必要があるように思う。</p>	<p>ご指摘いただいた、社会的な圧力や抑圧された感情など、当事者の内面的な状態像は表れにくいという点について、市としましても認識をいたしております。今後、そうした状況を踏まえ調査手法について検討してまいります。</p>

<p>「障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援」に関連して、障害のある児童の進級進学など教育の選択についての相談、本人や家族の主体的な自己決定の支援、教育環境の整備を考えることは福祉と絡み合った長年の課題である。白山市共生のまちづくり条例第3節第19条を根拠としたものをプランに掲げることは必要ではないか。</p>	<p>白山市共生のまちづくり条例第3節第19条に関することをプランに掲げることについて、共生のまち白山プラン（第3期障害者計画）では、「第7章 保育・教育における共生」に掲載しております。</p> <p>また本計画案の「2 年齢・障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」さらに「5 障害のある子どもの地域での健やかな育成のための発達支援」に、保育・教育の共生に関する内容を掲載し、取り組むことにしております。</p>
<p>障害のある児童にとって、学童クラブは重要な選択肢の一つであるが、白山市内の学童クラブから障害を理由に利用児童の受け入れを選別されたり、福祉サービスの利用を勧められるという事例がある。そのような体験をした市民がどのくらいいるのか、または学童クラブやその他の選択肢を選ばずに障害福祉サービスを選択した心理的背景について、アンケート等で明確化していくことが今後のためには必要ではないか。</p> <p>そのような学童クラブに対して、権利や差別に関する教育的バックアップは、将来的に障害のある児童の受け入れのための貴重な社会資源の充実には大切ではないか。</p>	<p>放課後児童クラブとの連携については、「5 障害のある子どもの地域での健やかな育成のための発達支援」において掲載をしています。</p> <p>また、インクルーシブ教育の観点から、放課後児童クラブと放課後デイサービスとの合同研修を開催し、障害のある子どもへも対応できるよう努め、実態把握や支援方法の検証も行っているところであります。</p> <p>今後とも放課後児童クラブとしては障害のある子どもの意思や家族の意向が尊重されるような運営に努めてまいります。</p>
<p>放課後等デイサービスの利用者数の増加について。医療的ケアの必要な児童等の居場所を保障するためにも、障害のある児童＝障害福祉サービスではなく、必要性に応じた支援のあり方や支給決定を考えていく必要があるのではないか。</p>	<p>障害のある子どもの支援については障害福祉サービスの範囲だけではなく様々な社会資源の中で、適切な支援を検討してまいります。</p> <p>また、障害福祉サービスにおいては適正なサービス事業所数を確保し、必要な支援ができるよう人材育成にも努めてまいります。</p>

<p>不登校児の保護者の中には、保護者自身が精神的な問題を抱えており、児童の付き添いができず、保護者の代わりに支援者が付き添うことで、通学できたケースがある。不登校児の通学に関してスポットを当てていくことは、不登校児やその家族の具体的な支援として有効ではないか。</p>	<p>不登校児の保護者への支援において医療や福祉サービス、専門相談の対応等、必要な支援について、教育部局と検討してまいります。</p>
<p>娘をグループホームにと望んでいるが、重度障害者を受け入れるグループホームは多数のスタッフが必要となり、市からの補助だけでは、運営が厳しい状況と聞く。県や国への補助の要請をしてほしい。</p>	<p>グループホームが不足しているという現状は、アンケート調査からも明らかになっており、グループホームの必要数を確保し、重度障害者にも対応できるよう努めるとともに、他市の状況も踏まえ、県や国への要望について検討してまいります。</p>
<p>交通の利便性がよくない白山ろく地域では、サービス提供事業所がないなど、移動支援が得られにくい。移動支援を求める人たちが、生活の場を変えることなく、移動支援サービスが利用できるよう、施策を充実させていただきたい。</p>	<p>白山ろく地域での移動支援については、本市における地域課題であり、本計画の「2 年齢・障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」の方針①に、環境整備について協議していくことを掲載しています。</p> <p>また、きめ細かな相談対応ができるよう、「3 相談支援の提供体制の充実」の方針①に、相談員の配置を記載しており、今後、対象者が希望する福祉サービスを利用できるよう、取り組んでまいります。</p>